

◎新潟県告示第998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成27年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団 小黒医院	長岡市小島谷3000番地	平成27年7月18日
村中歯科医院	三条市原670	平成27年6月19日
山崎歯科医院	十日町市泉町64-1	平成27年6月30日